

重国籍制度の比較社会的考察に向けて

早稲田大学 樽本英樹

1. 問題の所在

世界には、重国籍に寛容な国および政治体とともに、寛容とは言えない国および政治体が併存している。なぜこのような相違が生まれているのだろうか。この問いに答えるためには比較社会的視点を欠かすことができない。本発表ではヨーロッパ連合 (EU)、英国そして日本に着目し、以下の問いに従い考察を加えていく。なぜある国家・政治体は重国籍に寛容な制度を持ち、別の国家・政治体は持たないのであろうか。

2. 重国籍の生産メカニズム

重国籍とは、ある個人が同時に複数のナショナル市民権を所持している状態である。さらに市民権は法的地位、権利と義務、アイデンティティという3つの次元による社会構成体である。このとき、重国籍は特に市民権のアイデンティティ次元に抵触するのではないかと懸念されることが多い。ところが、グローバル化が加速した現在、重国籍者が大量に生み出され続けることになっている。

3. 重国籍への制度的対応

世界的には重国籍者に対して寛容になる傾向がある。しかし文献研究等によってわかることに、国家によって、また複数国家を含む超国家組織によって、その寛容さの度合いには違いが生じている。ヨーロッパ連合 (EU) (ヨーロッパ共同体 (EC)) は重国籍に関する制度を整備してきた。特に、1963年重国籍削減条約 (ヨーロッパ評議会条約) で国籍の喪失に関する条項を設けたものの、その30年後1993年には同条約の第二議定書を締結し、さらに1997年には、ヨーロッパ国籍条約で重国籍を認める方向へと舵をとったのである。一方、重国籍にきわめて寛容な国として知られている英国は、君主への忠誠を社会構成の軸とした中世の伝統を帝国という超国家的政治形態へと引き継ぎ、大英帝国が英連邦へと変容した後も、重国籍の扱いに関しては従来からの寛容さを貫いている。それらの事例に比較して日本は、国籍法で国籍継承に関して父母両系血縁主義を採用するなど重国籍を生み出す制度的要素を抱えながらも、同時に国籍選択制度など重国籍を阻止または解消することを目指す条項をも含んでいる。

4. 制度的対応の多様性の形成

以上の3つの事例から示唆されることは、重国籍制度を寛容にする、または非寛容のまま留めおくメカニズムが存在する可能性があるということである。主にEUの事例によれば、加盟国間でお互いの国籍者が別の国籍をも所持することを容認すれば、重国籍制度は寛容になるであろう。次に、英国の事例によれば、もしある国籍が別の国籍よりも何らかの意味で優位になるような、いわば超ナショナルなアイデンティティを供給できるのであれば、重国籍は問題視されないであろう。さらに、近年急速に見直されているものの、もし移民・外国人を社会統合するために国籍付与が有効だという判断が強ければ、重国籍は許容される可能性がある。たとえば以上のような方向から、重国籍制度の比較社会的研究は進められうるであろう。

* 本発表は以下の助成を受けて行われた研究の一部である。村田学術振興財団、JSPS 科学研究費補助金・基盤研究 (B) (研究代表者 佐々木てる 17H02593)、同補助金・基盤研究 (C) (研究代表者 樽本英樹 17K04107)、同補助金・基盤研究 (B) (研究代表者 樽本英樹 17KT0030)、同補助金・基盤研究 (B) (研究代表者 辻康夫 17H02476)。